

令和6年度第1回
富田林市都市計画審議会

議 案 書 資 料

日時 : 令和6年7月31日(水) 午後2時00分から
場所 : すばるホール 3階 展示室

令和6年度第1回
富田林市都市計画審議会
付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
1	特定生産緑地の指定について（諮問）	市	1

議第1号

特定生産緑地の指定について（諮問）

生産緑地とは

<生産緑地法>

良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地を生産緑地地区に指定することができる。

<都市計画法>

地域地区の一つとして、生産緑地地区が規定されている。



生産緑地地区の決定は都市計画審議会の議決を経て、都市計画決定として行う。

◆指定の要件について

- ・市街化区域内であり、現に営農されている農地
- ・300㎡以上の規模の区域

◆生産緑地地区に指定されると

- ・生産緑地地区に指定されると、指定後30年間は、原則、農地等以外の土地利用は不可能
- ・市街化調整区域の農地並みの課税となる。
- ・相続税の納税猶予を受けることが可能となる。

特定生産緑地とは

平成6年
(1994年)

令和6年
(2024年)

平成6年指定の生産緑地

30年

特定生産緑地の指定について所有者へ意向確認

10年

①指定

- ・特定生産緑地として継続するか否か、10年毎に判断する必要がある。
- ・税制優遇あり
- ・従事者の死亡等の理由が生じた場合、買取り申出が可能

②指定なし

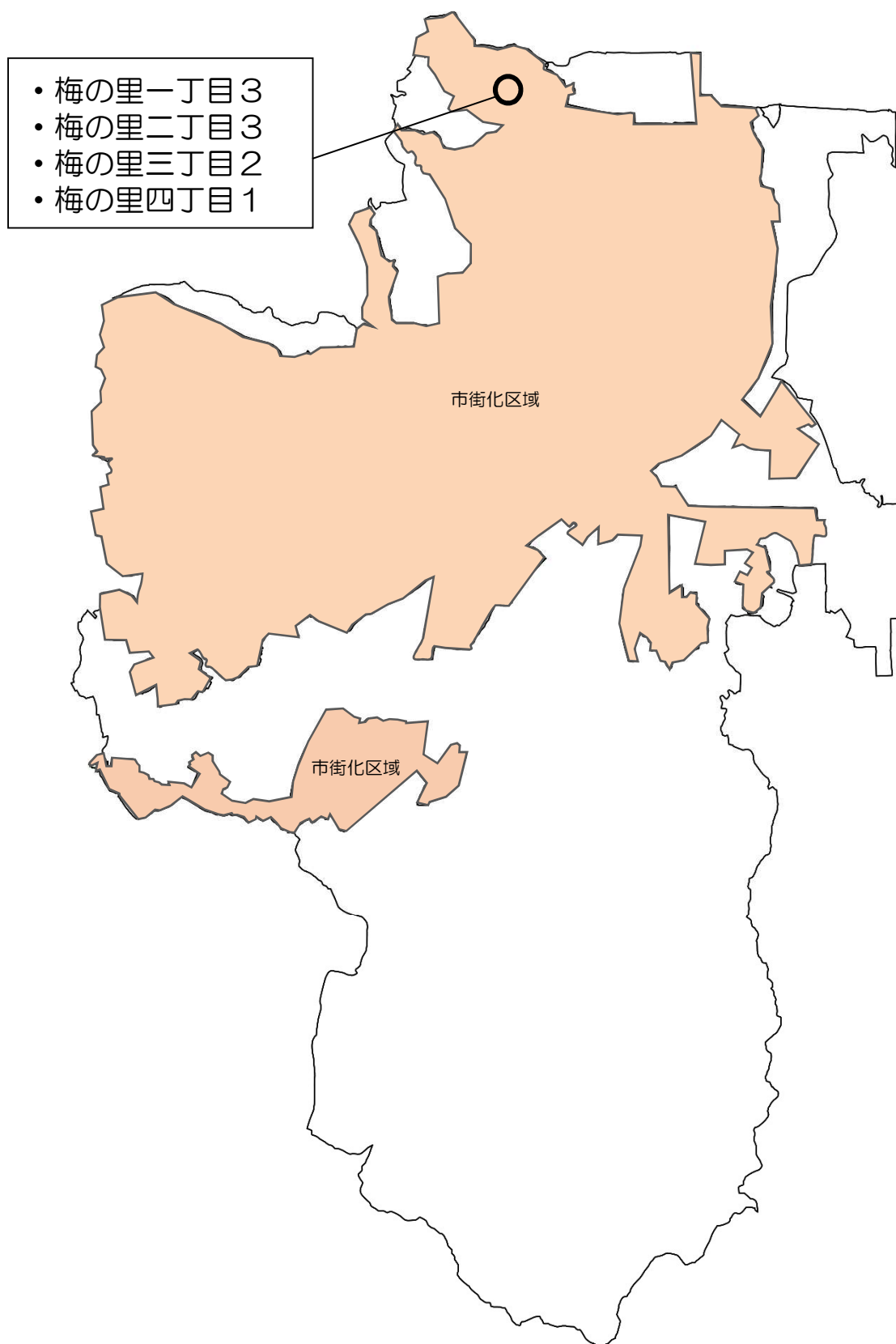
- ・買取り申出を行うまでは、引き続き営農
- ・税制優遇なし
(5年をかけて段階的に宅地並み課税に戻る。)
- ・いつでも買取り申出が可能

平成7年以降に指定された生産緑地

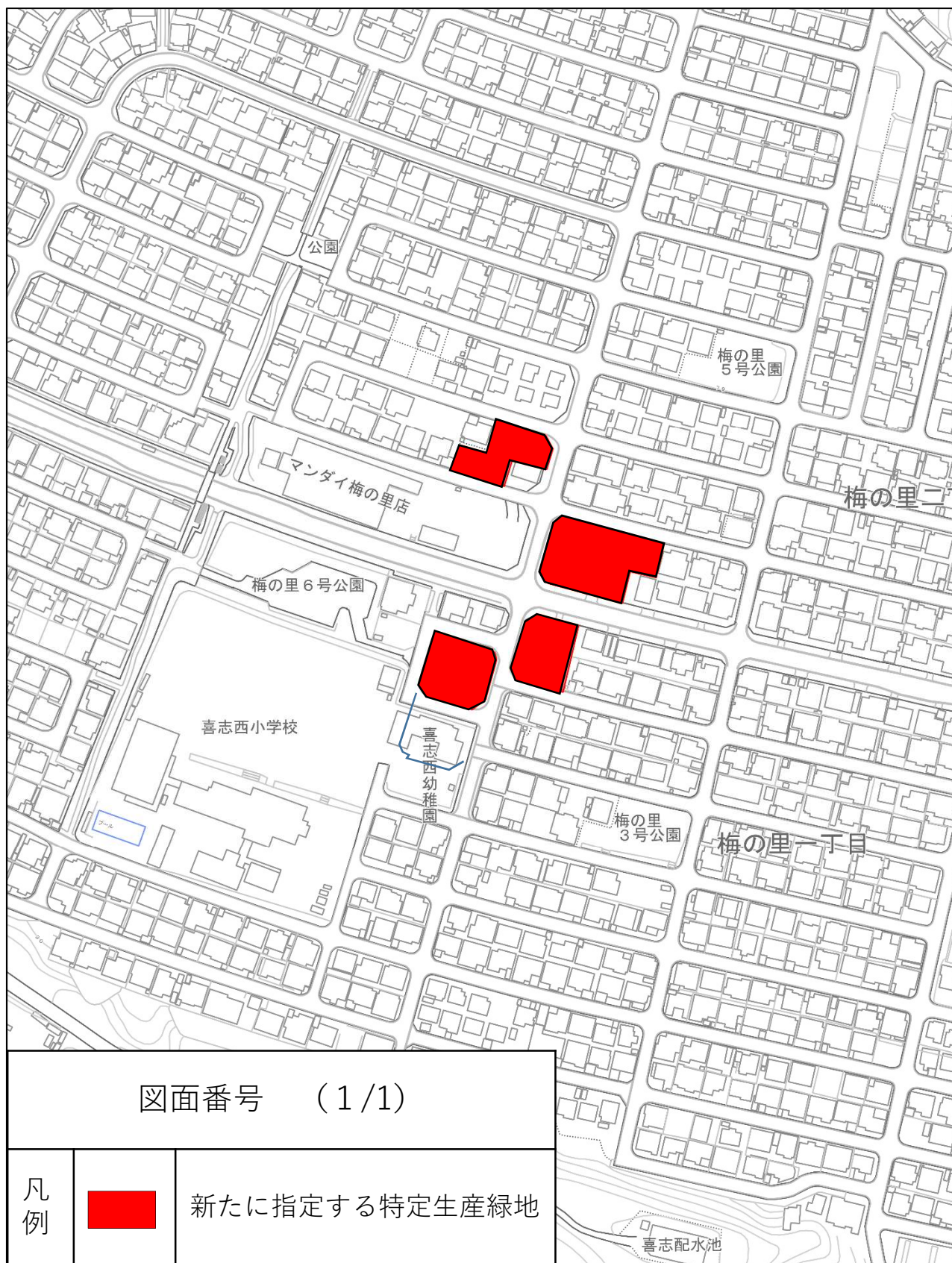
③指定から30年未満の生産緑地

- ・指定後30年までに特定生産緑地を希望するかどうか判断
- ・税制優遇あり
- ・従事者の死亡等の理由が生じた場合、買取り申出が可能

特定生産緑地の位置図

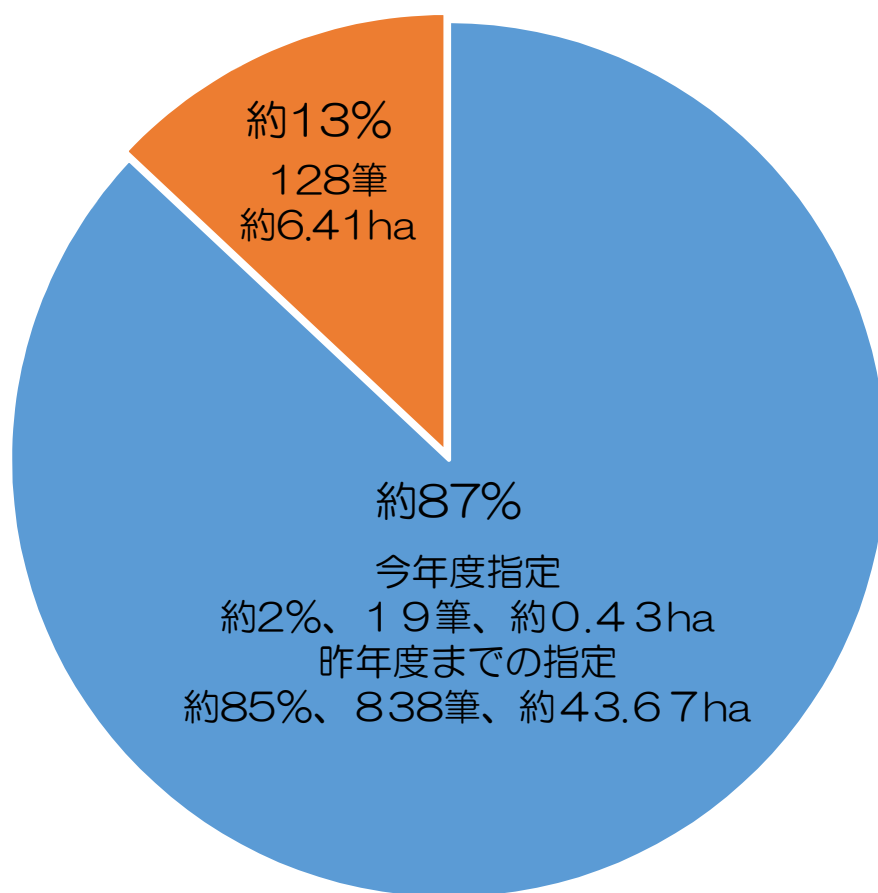


特定生産緑地の指定図



特定生産緑地の指定状況

現在の特定生産緑地の指定状況
(生産緑地全体：985筆、50.51ha、255地区)



■ 特定生産緑地

■ 生産緑地（平成6年以降に指定された生産緑地等）